

# What 外国人材の受け入れを巡る背景

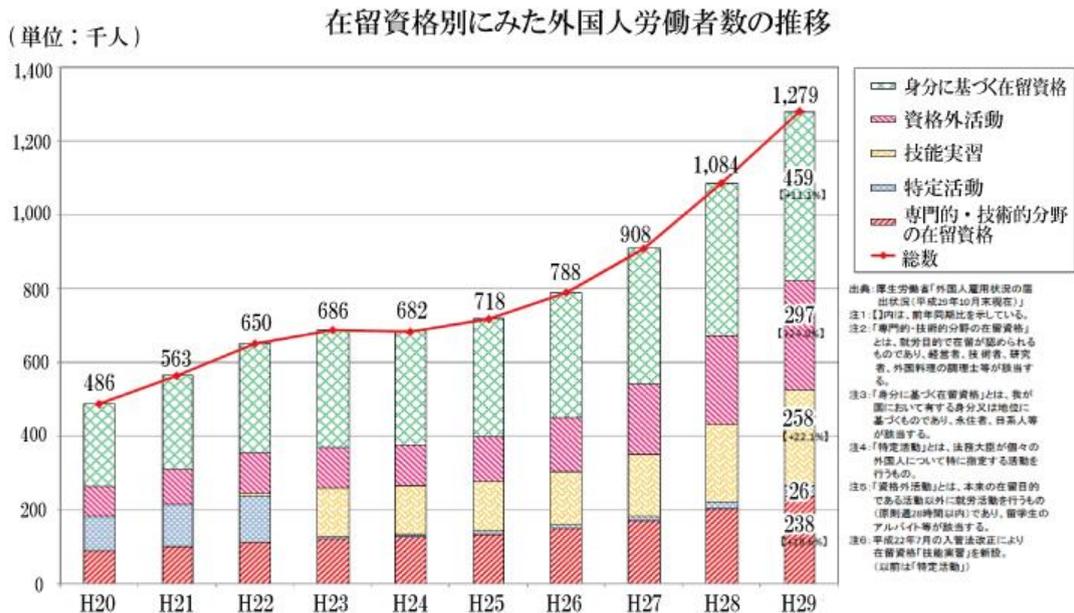


## 外国人材の総数が増加し、 技能実習生の失踪数も増加傾向です

### ◆外国人材を巡る課題がメディアでも盛んに報道

- ◆日立、また技能実習違反＝計画外作業指示、国が改善命令 (2019.09.06)
- ◆職場でいじめられ自殺未遂「日本に来なければこんなことにならなかった」(2019.08.31)
- ◆「留学生ビジネス」の実態——“オールジャパン”で密かに進む「人身売買」(2019.08.29)
- ◆BBC「日本の技能実習生は虐待を受けている」外国人技能実習制度の実態を報道、海外から「日本への尊敬を失った」の声 (2019.08.25)

### ◆在留資格別にみた外国人労働者数の推移



在留資格別にみた外国人労働者数の推移「平成 29 年 10 月末現在外国人雇用状況まとめ」より抜粋

### 技能実習生の失踪者数の推移

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089
ベトナム	496	828	1,022	1,705	2,025	3,751
中国	1,177	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594
カンボジア	-	-	-	58	284	656
ミャンマー	7	7	107	336	216	446
インドネシア	124	114	276	252	200	242
その他の	201	304	377	336	346	400

(注1)「カンボジア」は、平成27年から集計しており、平成24年から平成26年は「その他」に含まれる。

### ◆技能実習生の失踪者数の推移の総数

# Why 外国人実習雇用士検定の公益性



## 外国人実習雇用士が在籍しないリスク&在籍するメリット

### ◆知識不足と情報欠如がもたらす 3 大リスク

海外人材に関する的確な知識や運用ノウハウを持たない企業・団体のリスクは極めて大きいものです

#### 法的制裁

法的制裁＝許可・認定の取消しや長期間の業務停止命令などがなされます。また技能実習法に違反した場合には「懲役1年以上」の実刑となる罰則もあります。受入れ企業側が実習生から訴訟を起こされるケースもあります。(技能実習法 47 条及び技能実習法 108 条)

#### 経済的損失

経済的損失＝業務停止命令によって海外人材の継続的な送り出しや受入れができなくなるとともに、海外人材の失踪(実習生で年間約 7000 人)などによる企業・団体の経済的損失は極めて大きなものとなります。

#### 信用の失墜

近年、実習生に対する不適切な対応などで多くの企業がマスコミに取り上げられてきました。また SNS の発達により、実習生や留学生などが発信するネガティブな情報は瞬時に仲間、母国の実習希望者に伝わります。それに伴う応募者の減少や信用度の著しい低下は免れません。

### ◆外国人実習雇用士が「在籍している」 3大メリット

#### 上記3大リスクの軽減

#### 各手続きの円滑化

#### 最新情報の取得 (会員のみ)

#### 【海外向け広報サポート】

外国人実習雇用士が在籍する企業・団体につきましては、在籍以来、法的処罰を受けなかったことなどを条件に、2020 年度に当ウェブページでその団体名・企業名を公示し、彼らが監理団体や教育機関や受入れ企業を選ぶ際の選別基準の一つとしていただきます。タイトルは英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、インドネシア語、モンゴル語など多言語での表示を予定しています

※多言語で公示予定の内容は以下の通りです。

「次の組織(会社、組合、協会など)には、海外からの人材を法に基づいて受け入れ、適正な運営をするための認定試験合格者が在籍しています。但し、当法人が把握する範囲において、認定以降に法的処罰を受けた団体については記載していません。」

(英語例) The following organization (companies, unions, associations, etc.) has a person/persons who passed a licensing test to lawfully accept and properly manage overseas human resources.

However, such organizations which have been legally punished to the best of our knowledge since this certification, are not listed below.

# About Us



## ◆検定委員会

### 【特別顧問】

山神 進	元立命館アジア太平洋学部長／現同大学教授／学校法人立命館理事補佐／元法務省入国管理局入国在留課審査指導官／外務省アジア局入国地域政策課主任企画官／国連難民高等弁務官事務所（出向）国際保護部法規課リーガルオフィサー
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 【委員長】

田中 俊	日本弁護士会人権擁護委員会委員／日本弁護士会個人通報等実現委員会委員長／大阪弁護士会人権擁護委員会副委員長（外国人の人権部会担当）／国際人権法学会理事／国際法律家協会理事
------	---------------------------------------------------------------------------------------

### 【委員】

山脇 康嗣	第二東京弁護士会 外国人材関連・人権問題エキスパート 著書：「詳説 入管法の実務」「Q&A 外国人をめぐる法律相談」など多数
村井 豊	ニューヨーク州弁護士／特定行政書士／元大阪府行政書士会理事（国際部門担当）／元大阪府行政書士会申請取次行政書士管理委員会委員長／行政書士入管手続研究会代表
小野 正博	現南開大学（中国）客座教授 / 元国連職員（2019年3月まで）国連人権高等弁務官事務局との共同プロジェクトや人権擁護のプロジェクトに関与、国家レベルのアドバイザーを務める
茂木 鉄平	弁護士（大江橋法律事務所）国際人権擁護団体役員
仲尾 育哉	椋山女学園大学現代マネジメント学部准教授・弁護士

## ◆海外広報委員会

### 【委員長】

飯高 直人	プライムコンサルティング・エンタープライズ有限公司 代表取締役社長／支店は6拠点（香港、蘇州、上海、天津、青島、京都） クライアントは在中日系企業約 3500 社
-------	--------------------------------------------------------------------------------------

### 【スタッフ】

VO QUY CHAU（ベトナム）	陳 涵（中国）
TRAFILL（インドネシア）	IBARRA BEDIA（フィリピン）
THU RAIN SOE（ミャンマー）	TUMENJARGAL GUAMARAL（モンゴル）